

大阪市職員互助会条例及び大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照条文

- 大阪市職員互助会条例（昭和 30 年大阪市条例第 3 号）※省略
- 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成 5 年条例第 4 号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">第 3 章 廃棄物の適正処理</p> <p>（多量排出事業者に対する市長の指示等）</p> <p>第 19 条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 市長は、前項の規定による命令をした場合には、<u>大阪広域環境施設組合</u>に対し、当該命令の内容を通知するとともに、同項の多量排出事業者が同項の書類を提出しないときは当該事業系一般廃棄物を受け入れないよう求めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 手数料等</p> <p>（一般廃棄物処理手数料）</p> <p>第 30 条 本市は、本市又は<u>大阪広域環境施設組合</u>が一般廃棄物の収集、</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 廃棄物の適正処理</p> <p>（多量排出事業者に対する市長の指示等）</p> <p>第 19 条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 市長は、前項の規定による命令をした場合には、<u>大阪市・八尾市・松原市環境施設組合</u>に対し、当該命令の内容を通知するとともに、同項の多量排出事業者が同項の書類を提出しないときは当該事業系一般廃棄物を受け入れないよう求めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 手数料等</p> <p>（一般廃棄物処理手数料）</p> <p>第 30 条 本市は、本市又は<u>大阪市・八尾市・松原市環境施設組合</u>が一</p>

運搬又は処分を行う際には、次の表に定める手数料を徴収する。

(表省略)

般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う際には、次の表に定める手数料を徴収する。

(表省略)